資料6

滋 琵 政 第 208 号 平成28年(2016年)6月2日

滋賀県環境審議会会長 仁連 孝昭 様

第7期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の策定について(諮問)

湖沼水質保全特別措置法 (昭和 59 年法律第 61 号) 第 4 条第 1 項に基づく琵琶湖に係る湖沼水質保全計画については、昭和 61 年度に第 1 期計画を策定して以来、 5 年ごとに見直しを行っており、平成 23 年度に策定した第 6 期計画は、平成 27 年度をもって計画期間の満了を迎えました。これに伴い、今年度に第 6 期計画の評価をふまえ、第 7 期計画の策定を行うこととしています。

つきましては、第7期計画の策定に当たり、貴審議会の意見を伺います。

『第7期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画』の策定概要

経 過: 昭和 61 年度に第1 期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画を策定して以来、5年ごとに見直しを行っており、平成23年度に策定した第6期計画は平成27年度をもって計画期間の満了を迎えた。これに伴い、今年度に第6期計画の評価をふまえ第7期計画の策定を行う。

湖沼水質保全計画(湖沼水質保全特別措置法第4条)

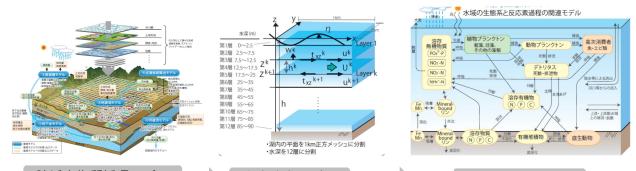
湖沼における水質環境基準(COD、全窒素、全りん)の確保を目途としつつ、計画期間内に実施することが可能な水質保全対策を総合的に検討し、水質保全上の効果を推計することにより、計画的に湖沼の水質保全対策の推進を図る。

記載事項

- ① 計画期間 平成28年度~平成32年度(5カ年)
- ② 水質保全方針 重点的または新たな取り組み等(今後第6期の評価を踏まえ検討)
- ③ 水質の保全に資する事業下水道、し尿処理施設、浄化槽、廃棄物処理施設、浚渫等の湖沼浄化対策等
- ④ 水質の保全のための規制その他の措置 工場・事業場の排水対策、生活排水対策、流出水対策、水草除去、ヨシ群落の保全等
- ⑤ その他水質の保全のために必要な措置 水質監視、調査研究、生態系の保全、環境学習、地域住民との協働等

水質シミュレーション

3つのモデルにより物質循環をシミュレートし、水質項目の将来予測を行う。



陸域水物質循環モデル

湖内流動モデル

湖内生態系モデル

第7期の検討課題

- ■赤野井湾流域流出水対策地区における更なる汚濁負荷削減対策の推進 琵琶湖において富栄養化の傾向にある赤野井湾流域の流出水対策を推進する。
- ■生態系保全も視野に入れた水質管理手法の検討 琵琶湖においては有機物の状況が質的に変化している可能性が示唆されていることや、在来魚介 類の減少など生態系の課題も顕著に表れていることから、水質管理の必要性や今後の方向性につ いて検討する。

第7期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の策定スケジュール

2016年6月8日現在

